



消防局による 違反是正指導



是正がされない場合の流れ

※ 違反の重大性などにより、
これによらない場合もあります

右のチャートを
ご確認ください

命令後、**命令を受けている事を建物の利用者に
知らせるため「公示」**が行われることがあります

〔 建物に**標識の設置**、市の**掲示場に掲示**
(公表とは別に) **市ホームページに掲載** 〕

告発の後は……

◆ 設備等設置命令違反の場合 ◆

有罪となった場合、**1年以下の懲役
又は100万円以下の罰金**が科せられます

◆ 使用禁止（停止・制限）命令違反の場合 ◆

有罪となった場合、**3年以下の懲役
又は300万円以下の罰金**が科せられます

※ 社会通念上、是正に必要な期間等を
経過した段階で、次の措置へ移行します

是正指導

(設備の重大な違反は、
市ホームページで公表)

警告・勧告

命令 (行政処分)

告発

